

第四十回国会 衆議院 法務委員会 議録第七号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 稻葉 修君 理事 小島 徹三君

理事 林 博君 理事 牧野 寛彦君

理事 井伊 誠一君

有田 喜一君 井村 重雄君

池田 清志君 上村 千一郎君

岸本 義廣君 小金 義照君

松本 一郎君 赤松 勇君

田中 織之進君 志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 尾関 義一君

委員外の出席者

判 長 (最高裁判所事務総局総務局長) 桑原 正憲君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

判 事 (最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。  
次会は、明後二十二日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十時二十九分散会

法務委員会議録第四号中正誤  
ペシ段 行 誤 正  
一一 一六 法務事務官 検事

本日の会議に付した案件  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際お諮りいたします。

本案に対する質疑はこれにて終局いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局